

緑化基準の概要（緑化基準 及び のみ抜粋）

1 緑化基準(審査基準 第5-1)

緑化基準	緑地率	特例
	30%	
	20%	特例1適用

特例1：芝等地被植物のみが植栽される土地についても、その面積に0.3を乗じて得た数値を緑地面積として算定することができる。ただし、この場合緑地面積の2分の1を限度とする。

2 緑地面積の算定(審査基準 第5-2)

項目	内容
(1)単独木	高木は1本あたり3㎡とする。 ただし、現況及び植栽時において樹高が3mを超えるものについては、その高さの7割を直径とする円の面積を緑地として算定することができる。 中木は1本あたり1㎡とする。(高木と同様) 低木はその樹冠投影面積とする。(1本あたり0.6㎡可)
(2)緑地帯	区画して植栽された土地の面積
(3)生け垣	生け垣の幅に長さ乗じた土地の面積。ただし、生け垣の幅は0.6mとして算定することができる。
(4)ベランダ緑化	ベランダに植枿等(簡易なものは除く)を設置して樹木(樹高0.6m以上のものに限る)を植栽したもののについては、その幅を1mと換算し、延長に0.3を乗じて得た数値を緑地面積として算定することができる。ただし、この場合のベランダの高さは地上からおおむね10m以下のものとする。
(5)壁面緑化	ツル植物で生長期に建築物の外壁全体を覆うように植栽したもののについては、その高さを1mと換算し、水平方向の延長に0.3を乗じて得た数値を緑地面積として算定することができる。ただし、この場合、壁面緑化最後部から最低部までの幅が概ね3m以上のものとする。
(6)屋上緑化	建築物の屋上部における緑化面積は、高さが地上から15m以下の場所にある屋上を緑化した場合に限り、その面積に0.2を乗じて得た数値を緑地面積として算定することができる。
(7)残存緑地に対する割増し	単独木の場合は、(1)により算出した面積に1.5を乗じて得た数値を緑地面積として算定することができる。 樹林又は群植の場合は、樹冠投影の外縁を結んだ土地の面積に、2.0を乗じて得た数値を緑地面積として算定することができる。 移植の場合は、残存緑地ではなく新規植栽となる。
(8)接道緑化に対する割増し	接道部における緑化については、(1)から(5)まで算出した面積に、1.2を乗じて得た数値を緑地面積として算定することができる。ただし、残存緑地に対する割増しとの併用はできないものとする。

3 緑化関連用語の定義(審査基準第3)

用語	定義	用語	定義
緑地	縁石等で区画された樹木などで覆われている土地並びに植栽された樹木等と一体をなす池、花壇及び地被植物が植栽された土地をいう。ただし、窓先空地等で地被植物のみの植栽地及び主として運動競技等の目的に利用される芝地等を除く。	高木	成木時の高さが5メートルを超える樹木をいう。
		中木	成木時の高さが3メートルを超える樹木をいう。
		低木	高木、中木以外の木竹をいう。
		地被植物	芝、リュウノヒゲ、アイビー、シダ植物をいう。
		ツル植物	ツタ類、カズラ類の木性ツル植物をいう。
緑地率	緑地面積の敷地面積(建築物等の建築以外の行為については施行する区域の面積)に対する割合をいう。	樹冠及び樹冠投影面積	樹木の枝葉の広がりを樹冠、樹冠を地表に真上から投影した面積を樹冠投影面積という。ただし、徒長枝を除く。
残存緑地	既存の良好な樹木等が保全されている緑地をいう。		